

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則（案）及び 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正の理由

(1) 民間企業を中心に採用活動の早期化が進む中、多様で有為な人材を確保するためには、行政に関心を持つ学生に対し、早期に受験機会を提供し、進路を選択できる試験制度とすることが必要となっています。

このため、採用試験（職員を採用するための競争試験）の受験資格を拡大し、試験職種に応じて大学3年生等も受験できるよう、「職員の採用試験に関する規則」（以下「採用試験規則」という。）について、所要の改正を行うものです。

(2) 現在、競争試験により採用を行っている獣医師については、受験者が減少し、競争が十分に働いていない状況が続いていることから、受験機会を増やすことなどにより有資格者を確保していくことが必要となっています。

このため、獣医師の採用方法を見直し、必要に応じて適宜実施が可能な選考（競争試験以外の能力の実証に基づく試験）により行うことができるよう、「採用試験規則」及び「職員の任用に関する規則」（以下「任用規則」という。）について、所要の改正を行うものです。

(3) 採用試験の実施や取りやめについては、千葉県報に登載して公告することとしているところですが、インターネット等により迅速に周知を行うことができるよう、「採用試験規則」について、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 採用試験の受験資格の拡大に関する改正（採用試験規則（別表第3関係））

ア 上級試験

受験資格について、試験職種に応じて受験年度に20歳の大学3年生等も受験できるようにします。

イ 警察官採用試験

警察官Aの受験資格について、受験年度に20歳の大学3年生等も受験できるようにします。

(2) 獣医師の採用方法の見直しに関する改正（採用試験規則（別表第1関係）及び任用規則（別表関係））

「獣医師」について、競争試験により採用する職から、選考により採用を行うことができる職に変更します。

(3) 採用試験の実施等の公告に関する改正（採用試験規則（第7条及び第8条関係））

採用試験の実施や取りやめについて、千葉県報への登載による公告からインターネット等による周知に変更します。

3 施行予定期

令和8年2月